

A horizontal rainbow-colored bar with seven stripes: pink, yellow, orange, light green, green, purple, and magenta. A white rounded rectangle is centered on the light green stripe.

徳島市パートナーシップ宣誓制度の手引き

徳島市

目次

- 1 「徳島市パートナーシップ宣誓制度」の意義・・・・・・・・ p 1
- 2 宣誓をすることができる人・・・・・・・・ p 1～p 2
- 3 子に関する届出（ファミリーシップ）について・・・・・・・・ p 1
- 4 手続きの流れ・・・・・・・・ p 3
- 5 パートナーシップ宣誓に必要な書類・・・・・・・・ p 4
- 6 子に関する届出（ファミリーシップ）に必要な書類・・・・ p 5
- 7 宣誓書受領証の再交付について・・・・・・・・ p 5
- 8 宣誓書受領証の返還について・・・・・・・・ p 5
- 9 Q&A・・・・・・・・ p 6～p 8

1 「徳島市パートナーシップ宣誓制度」の意義

徳島市では、「徳島市人権条例」の理念に基づき、「徳島市まちづくり総合ビジョン」において「人権尊重・多文化共生社会の実現」をめざしています。誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現には、多様な価値観を認め合うことが必要です。

しかしながら、性的指向及び性自認においては、性の多様性を受け入れる意識が必ずしも高いとは言えない状況です。

そこで、市民の性の多様性及び人権尊重の理解を深めるため、そして性的マイノリティの人々の思いを受け止めるために「徳島市パートナーシップ宣誓制度」を開始します。この制度は、お二人がお互いをともに支え合いながら生きていく人生のパートナーであることを宣誓し、市がその宣誓を公的に証明するものです。

この制度の導入により、性的マイノリティに関する市民の理解が広がり、市民一人一人が相手を思いやり、多様な価値観を認め合う社会が実現できることを期待しています。

2 宣誓をすることができる人

パートナーシップの宣誓をするには、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ①一方又は双方が性的マイノリティのカップルであること。
 - ②本市に住所を有している(本市への転入を予定している場合を含む。)こと。
 - ③当事者以外にパートナーや配偶者がいないこと。
 - ④当事者同士が近親者(直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族等)でないこと。※p2参照
 - ⑤双方が成年年齢に達していること。
- ※成年年齢は2022年4月1日から18歳

3 子に関する届出(ファミリーシップ)について

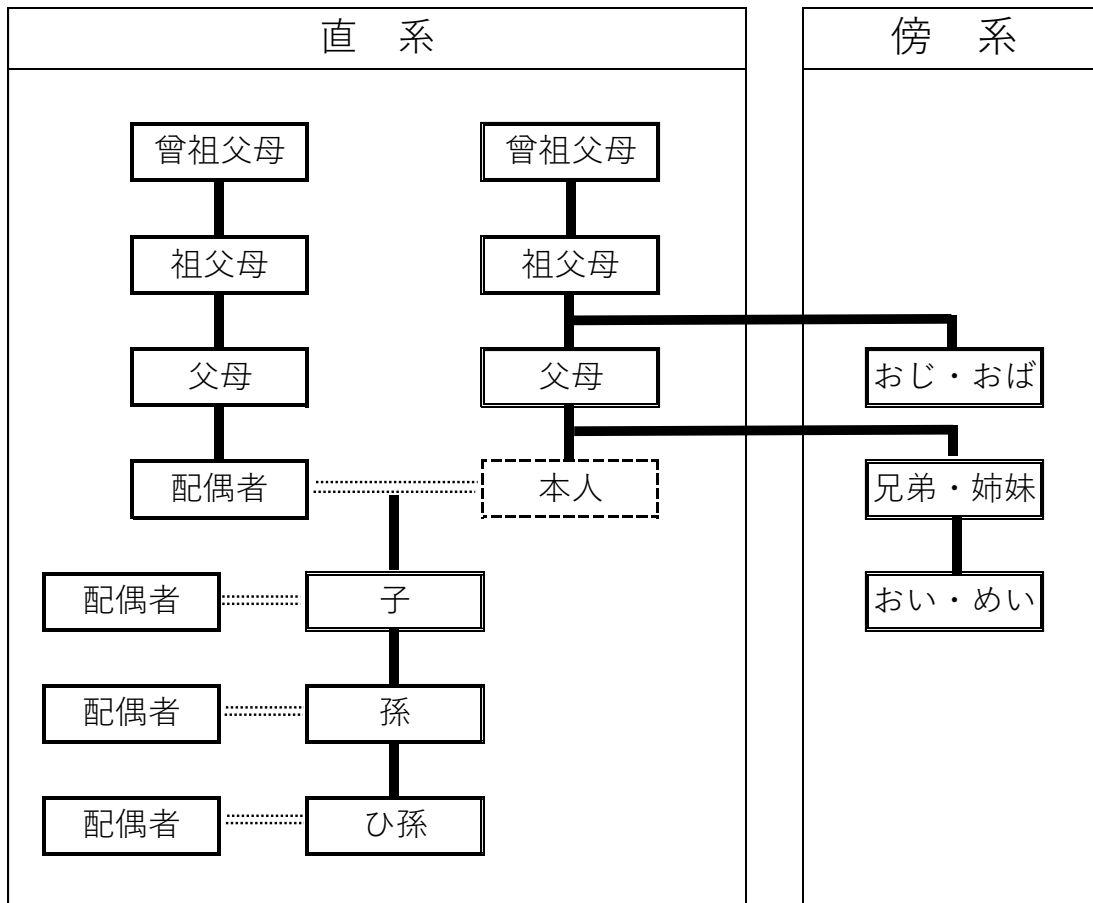
パートナーシップ宣誓をした人は、いっしょに暮している子どもを家族(ファミリーシップ関係)として届け出ることができます。(パートナーシップ宣誓と同時に届け出することもできます)

届出をしようとする子どもが、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ①届出されるお二人の一方又は双方と同居していること
- ②未成年であること(民法で規定する成年に達していないこと)

三親等内の親族図

太字囲いは姻族
 二重囲いは血族



4 手続きの流れ

① 宣誓日の事前予約

- ・宣誓を希望する場合、事前に電話予約をお願いします。
- [宣誓受付] 徳島市人権推進課
電話番号:088-621-5169
日時:月～金 8時30分～17時 祝休日・年末年始除く
場所:徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所本庁舎2階
- ・必要書類をご準備ください。(p4～p5参照)

② パートナーシップ宣誓

- ・予約した日時に必ずパートナーのお二人でお越しください。
 - ・プライバシー保護のため、個室で対応いたします。
 - ・必要書類をご持参ください。
- ※同時に子に関する届出(ファミリーシップ)を提出する場合は、子どもも一緒にお越しください。

必要書類確認

- ・宣誓書受領証の即日交付はできないため、後日連絡します。その際に受取日の調整を行います。

③ パートナーシップ宣誓書受領証の交付

- ・宣誓書受領証交付日にお越しください。
- ・個室で対応いたします。
- ・本人確認書類を確認のうえ、受領証をお渡します。
- ・徳島市へ転入予定の人は、転入確定後、新しい住民票の写しを提出してください。

※宣誓の手数料は無料ですが、必要書類の住民票の写しや戸籍抄本などの発行手数料は負担していただく必要があります。

5 パートナーシップ宣誓に必要な書類

パートナーシップの宣誓をするには、以下の書類をご準備いただく必要があります。

① 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- ・3ヶ月以内に発行されたものを、1人1通ずつお持ちください。
- ・同一世帯になっている場合は、2人分の情報が記載されたもの1通でかまいません。
- ・住民票記載事項証明書の場合、住所と氏名の記載されたものをご提出ください。

② 配偶者がいないことを証明する書類

- ・3ヶ月以内に発行された戸籍抄本や独身証明書等を1人1通ずつお持ちください。
- ・戸籍抄本や独身証明書は、本籍地の市町村で取得できます。取得方法は本籍地のある市町村窓口にお問い合わせください。
- ・外国籍の人は、配偶者がいないことを確認できる大使館等公的な機関が発行する書面に日本語訳を添付して提出してください。

③ 本人確認ができるもの

- ・運転免許証、旅券、個人番号カード、在留カード、官公署が発行した証明書で顔写真のついているもの。
- ・国民健康保険証や共済組合員証、国民年金手帳など顔写真のついていないものは「2種類以上」の提示が必要です。

④ 通称名の使用を希望する場合

- ・性別違和等で、通称名の使用を希望される場合は、宣誓書において通称名を使用することができます。
- ・通称名を登録し、住民票に記載されている場合、①の提出書類で確認させていただきます。
- ・住民票に記載されていない場合、事前にご連絡ください。通称を日常的に使用していることがわかる書類(郵便物や社員証等)をお持ちかどうか確認させていただきます。

6 子に関する届出(ファミリーシップ)に必要な書類

① 子どもの住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- ・パートナーシップ宣誓をされた方と子どもが同居していることがわかる住民票の写し又は住民票記載事項証明書(3ヶ月以内に発行されたもの)を、1通お持ちください。
- ・パートナーシップ宣誓時の確認書類として提出された住民票の写し又は住民票記載事項証明書に子どもの記載がある場合は、必要ありません。
- ・住民票記載事項証明書の場合、住所と氏名の記載されたものをご提出ください。

② 子どもに関する戸籍謄本又は戸籍抄本

- ・3ヶ月以内に発行された戸籍謄本又は戸籍抄本を1通お持ちください。
- ・パートナーシップ宣誓時の確認書類として提出された戸籍謄本又は戸籍抄本に子どもの記載がある場合は、必要ありません。

7 宣誓書受領証の再交付について

パートナーシップ宣誓書受領証を紛失、き損等した場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書」の提出により再交付します。

併せて本人確認も必要となりますので、本人確認書類をご持参ください。

来庁していただく人は、再交付を必要とされる人だけでも結構です。

8 宣誓書受領証の返還について

徳島市で宣誓された人で、以下のいずれかの事項に該当したときは、交付者の一方又は双方で来庁し、「宣誓書受領証返還届」を提出してください。

- ①当事者の意思によりパートナーシップが解消されたとき
- ②当事者のいずれかが死亡したとき
- ③一方又は双方が本市外に転出したとき(一時的な場合を除く)
- ④当事者以外にパートナーや配偶者ができたとき

9 Q&A

Q1 性的マイノリティとは何ですか。

A1. 必ずしも性的指向が異性愛のみではない人、または性自認が出生時の性とは異なる人のことです。

性的指向とは、どのような性別を好きになるかということであり、自分が性愛の対象とするのは男性なのか、女性なのか、あるいは男性と女性の性別に関わりなく性的魅力を感じ、恋愛対象とするのかということです。

また、性自認とは自分の性をどのように認識しているのかということであり、男性または女性と認識している人もいれば、心と体の性が一致していない人、また、どちらにもあてはまらない人もいます。

Q2 徳島市パートナーシップ宣誓制度とはどのような制度ですか。

A2. お二人が、お互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行うことを宣誓し、市がその宣誓を公的に証明するものです。

この制度をきっかけとして、性的マイノリティに関する社会的理解が進み、パートナーシップが尊重される取り組みが広がっていくことを期待しています。

Q3 婚姻制度とはなにが違いますか。

A3. 婚姻は法律に基づき行われるもので、法的な家族となり、相続など財産上の権利や、税金の控除、扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。

一方、徳島市パートナーシップ宣誓制度は、お二人が、お互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行うことを宣誓し、市がその宣誓を公的に証明するものであり、法的な効力はありません。また、宣誓を行ったことにより、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

Q4 徳島市に住んでいなくても宣誓できますか。

A4. 徳島市在住の人が対象ですが、転入予定であれば可能です。宣誓時に転入予定の事実がわかる書類(転出証明書等)を提出してください。

転入確定後、新しい住民票の写しを提出してください。

Q5 代理や郵送での手続きはできますか。

A5. 職員の面前で、本人確認の上、宣誓書を提出していただく必要があるので、代理や郵送の申請はできません。ただし、ご自分で記載が難しいなどの場合は、代筆は可能です。

Q6 宣誓に費用はかかりますか。

A6. 宣誓の手数料は無料です。
ただし、必要書類の住民票の写しや戸籍抄本などの発行手数料は負担していただく必要があります。

Q7 宣誓書受領証の交付までどのくらい時間がかかりますか。

A7. 宣誓書や必要書類等に不備がなく、宣誓が適切と認められる場合は、1週間程度で交付可能です。交付が可能になり次第、ご連絡させていただきます。

Q8 宣誓により、受領証はどこで利用できますか。

A8. 現在、以下のサービスが利用できます。(随時追加予定)

●徳島市で利用できる行政サービス

- ・軽自動車税の減免(配偶者と同様の対応。ファミリーシップも利用可能)
- ・市民病院での手術同意など(配偶者と同様の対応。ファミリーシップも利用可能)
- ・税に関する証明書の交付
- ・母子手帳の交付
- ・市営住宅の入居申し込み

利用できる行政サービスの最新の情報については、徳島市ホームページをご確認ください。

- 一部の事業者で利用できるサービス
 - ・携帯電話会社で家族割を利用可能
 - ・銀行で同性のパートナーと不動産の住宅ローンを組むことが可能
 - ・生命保険会社で一定の条件のもと死亡保険金受取人に同性のパートナーを指定することが可能
 - ・航空会社のマイレージサービスを家族として利用可能

現在は、一部の事業者に限られますが、今後社会的理解が広がり、様々なサービスに波及することを期待しています。

令和2年4月1日作成

令和3年2月1日改正